

## 特記仕様書

第1条 この特記仕様書は、以下の委託業務に適用する。

- 1 業務名 折口川水系河川改修検討調査業務委託
- 2 業務場所 阿久根市折口・多田地内

第2条 本委託業務は、契約書及び設計図書によるほか、この特記仕様書並びに以下を遵守すること。

- 1 設計業務等共通仕様書（鹿児島県土木部策定）
- 2 測量・調査業務等共通仕様書（鹿児島県土木部策定）
- 3 鹿児島県公共測量作業規定（鹿児島県土木部策定）
- 4 その他関係指針等

第3条 本特記仕様書に明示されていない事項又は業務において疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上指示を受けなければならない。

第4条 照査技術者

- 1 本業務は、設計業務等共通仕様書第1107条に基づき「照査技術者及び照査の実施」を行う業務に該当するものであり、受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者を変更する際も同様とする。
- 2 共通仕様書第1107条第2項でいう照査技術者と同等の能力と経験を有する技術者とは、「建設コンサルタント等業務における実務経験が共通仕様書第1102条第7項に示す経験年数を有する者又は発注者が実務経験を有している者と認めた者」をいう。
- 3 共通仕様書第1107条第2項でいう照査計画の策定に当たっては、照査の方法、事項について監督職員と協議の上、作成するものとする。
- 4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

第5条 照査

本業務については、「詳細設計照査の手順」及び「詳細設計照査要領」（鹿児島県土木部制定）に基づき照査を行うものとする。

第6条 受注者は、業務実施課程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。特に、みだりに地域住民の感情を刺激することのないよう言動に十分注意しなければならない。

第7条 成果品は、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

第8条 受注者は、業務の実施に先立ち、契約締結後速やかに業務計画書を作成し監督職員に提出しなければならない。また、業務計画書の内容に変更が生じた場合はその都度当該業務に着手する前に変更業務計画書を提出しなければならない。

第9条 監督職員は、本委託業務遂行に必要とされる図面及びその他の関係書類等を受注者に貸与するものとする。受注者は貸与を受けた場合は、速やかに借用書を監督職員に提出するとともに、貸与された図面及び関係資料等については、必要がなくなった時点で直ちに返却しなければならない。

#### 第10条 現地立ち入り等

- 1 受注者は、本委託業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち円滑な業務遂行に努めなければならない。なお、やむを得ない理由により、現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、本委託業務実施のため、植物伐採、かき、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ監督職員へ報告するとともに当該土地所有者の承諾を得て行わなければならない。
- 3 関係法令に規定する身分証明書を常に携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

第11条 作業の必要上生じる土地使用、伐採、踏み荒らし、調査標設置等のための物件の補償は、特に指示しない限り受注者の責任において処理しなければならない。この場合、伐採、物件の除去は最小限に留め、このために生じた補償は全て受注者において行うものとする。

#### 第12条 業務の目的

折多地区（折口川流域）は、国道3号、国道389号及び南九州西回り自動車道が位置し、今後も北薩横断道路の整備が予定される北薩地域の重要な交通結節点となる地区である。

しかし、同地区においては、平成18年7月の県北部豪雨災害に代表されるように、大雨と満潮が重なれば、すぐに湛水状態となり、民家・農地の浸水被害や、ライフラインとなる主要幹線道路の冠水被害まで頻発している現状下にある。

よって、当該地域の被災状況を把握するとともに、将来的にどのような農地利用等が望ましいか検討を行い、本市における折口川水系の治水対策のビジョンを明確にすることを目的とする。

### 第13条 履行期間

令和3年9月から令和4年3月下旬まで（予定）

### 第14条 業務内容

#### 1 現況把握及び条件の整理

受注者は、計画に先立って現地を踏査し、現況把握により得られたデータや当該地周辺における関連計画をもとに、計画区域の特性を把握するとともに、既往資料等により折口川流域の過去の被災状況、被災原因、被災のメカニズム等を整理し問題点等を分析・検討するものとする。

特に、折口川河口部に設置されている排水機場及び樋門（防潮堰）について、その必要性や海水遡上による農地への影響を含めこれら施設の今後の在り方について分析・検討するものとする。

#### 2 治水対策方針（案）の策定

現況把握及び条件の整理等を踏まえ、折口川流域の特性を考慮した治水対策方針（案）を策定する。また、既存の全川に渡る川幅を拡幅した河川改修との比較を行い、その優位性を示すとともに、将来的にどのような農地利用等が望ましいか、相反する利害のバランスを取りながら検討を行う。一方、海水遡上による農地への影響等については、現状の防潮堰と同等の機能もしくは、代替の機能を検討するものとする。

#### 3 治水対策方針（案）の説明資料作成

受注者は、策定した治水対策方針（案）について、第三者にもその対策効果が判りやすい説明資料の作成を行う。

#### 4 関係機関協議への参加

受注者は、治水対策方針（案）の策定上、必要となる各関係機関との協議については、発注者とともに参加するものとする。

また、関係機関協議での意見や得られた情報等があれば、治水対策方針（案）に反映するものとする。

#### 5 概算事業費の算出

受注者は、治水対策方針（案）に係るケースごとに概算事業費を算出する。

#### 6 照査

第4条にて定めた照査技術者により、適宜照査を行う。なお、照査の内容等については、業務計画書において、随時、内容等を明記し提出する。

### 第15条 設計協議

設計協議は、業務着手時・中間打合せ（3回）・成果品納入時の計5回行い、業務着手時及び成果納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

なお、受注者はこれ以外にも監督職員に打合せを要求することができる。

ただし、変更契約の対象とはしない。

また、原則として打合せ資料を事前に提出すること。

第16条 提出する成果品は、共通仕様書に定めるもの及び次のものを提出しなければならない。

- 1 成果報告書（A4版） 1部
- 2 成果報告書概要版（見開きA3版） 1部
- 3 説明資料 1部
- 4 電子データ（報告書・説明資料等）CD又はDVD 1部  
図面等のデータはSFC形式とする
- 5 その他必要なもの

第17条 設計業務等共通仕様書1108条第3項については以下によるものとする。

受注者は、契約時又は完了時において、請負金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また、登録完了後は、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第18条 受注者は、常に安全管理に配慮して、事故又は災害の防止に努めなければならない。

第19条 報告書に担当者一覧表を添付するものとし、その場所は業務報告書の表紙の次のページに記載すること。

（体裁は、共通仕様書にある指示、承諾等書式の様式-1による）

第20条 成果品引き渡し後において、受注者の責に帰すべき誤りが発見され、発注者がこの訂正を要求した場合は、受注者の負担において速やかに訂正しなければならない。

第21条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (保有の制限等)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

#### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6条 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7条 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### (資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら

が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(注) 1 「甲」は発注者である市を、「乙」は受注者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は、発注者、受注者双方が協議の上で省略して差し支えないものとする。